令和８年 10 月 28 日
高齢化対策審議会
資　　料　　1

次期「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」の素案について

1. 趣旨

県では、令和６年（2024 年）３月に「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」を策定し、計画期間を３年間として地域包括ケアシステムの深化・充実による共生社会づくりに取り組んでいる。

現計画は令和８年度末で終了することから、高齢者人口がピークを迎える 2040 年に向けて、社会情勢の変化や地域の実情等を踏まえながら、令和９年度から 11 年度を計画期間とする「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」を策定する。

2. 計画の位置づけ

老人福祉法第 20 条の９の規定に基づく県の「老人福祉計画」と、介護保険法第 118 条に基づく県の「介護保険事業支援計画」を一体化した県の高齢者施策に関する総合的な計画。

市町が策定する老人福祉計画や介護保険事業計画の達成に資するため、広域的な見地からサービス提供体制の確保や介護保険事業の円滑な実施の支援等について定めるもの。

また、滋賀県基本構想を上位計画とし、滋賀県地域福祉支援計画、健康いきいき２１、滋賀県保健医療計画、滋賀県障害者プラン、滋賀県住生活基本計画、滋賀地域交通計画等との計画と整合性および連携を図る。

3. 計画の期間

令和９年（2027 年）度から令和 11 年（2029 年）度【３年間】

4. 計画策定のポイント

○老人福祉法、介護保険法、社会福祉法などの法律や制度改正を踏まえたものとする。

○高齢者人口がピークを迎える 2040 年に向けて、人口減少やサービス需要の変化に地域差が生じることなどを考慮し、地域の実情を踏まえた計画とする。

○医療介護連携の観点から、新たな地域医療構想の検討内容をはじめ、県保健医療計画、滋賀県における在宅医療等推進のための基本方針等との整合を図る。

○共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく国の認知症施策推進基本計画が策定されたことを踏まえ、滋賀県認知症施策推進計画として新たに位置付ける。

5. 策定スケジュール

令和８年	３月	高齢化対策審議会（諮問）
	６月	高齢化対策審議会（骨子案）
	８月	常任委員会（骨子案）
	１０月	高齢化対策審議会（素案）、子どもの声調査
	１１月	高齢化対策審議会（答申）
	１２月	常任委員会（素案）、県民政策コメント
令和９年	２月	高齢化対策審議会（原案）
	３月	常任委員会（原案）、計画策定

「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」

序章　計画の策定にあたって

1　計画の位置づけ

県の「老人福祉計画」「介護保険事業支援計画」および「認知症施策推進計画」を一体化した高齢者施策に関する総合的な計画

2　計画期間　令和９年度～令和11年度の３年間

第１章 高齢者を取り巻く状況

		2025年 (R7)	→ 2030年 (R12)	→ 2040年 (R22)
高齢化率等	[65歳以上]	27.4%	→ 29.1%	→ 33.7%
	[75歳以上]	15.8%	→ 17.6%	→ 19.0%
	[85歳以上]	4.9%	→ 6.1%	→ 8.5%
高齢者世帯	[単身世帯]	12.1%	→ 13.6%	→ 16.9%
	[高齢夫婦世帯]	12.5%	→ 12.3%	→ 12.8%
要介護(要支援)認定率	[65歳以上]	18.7%	今後更新	
	[75歳以上]	29.7%		
認知症高齢者	[患者数]	47,796人	→ 54,611人	→ 64,533人
	[有病率]	12.4%	→ 13.6%	→ 14.6%

第２章　計画の目指すもの

1　基本理念　誰もがみんな自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現
～ 高齢期の暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進 ～

2　基本目標
2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化・充実による共生社会づくり

＜大切にしたい視点＞

○自分らしく暮らしたいという本人の思いの尊重と実現
○保健・医療・福祉が一体となって暮らしを支える「医療福祉」の推進
○介護人材の確保・育成・定着とサービス提供の基盤整備

■目標達成に向け、重点的に取り組む事項

1　誰もがその人らしく生きがいを持って活躍し、ともに支えあう共生社会づくり

年齢や心身の状態にかかわらず、その人らしい居場所や役割があり、その存在が認められるとともに、就労やボランティア、地域活動など多様な活動に参画できるよう、フレイル予防、社会資源とのつながり支援、そのために必要になる移動支援等について、市町や関係団体、他計画と連携して取り組みます。

2　認知症になっても、自分らしく安心して暮らせる認知症施策の推進

認知症の本人やその家族等、当事者の声を踏まえつつ、認知症を我が事としてとらえ、認知症を発症しても、希望と尊厳をもって、認知症とともに、誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができる地域づくりと支援体制の充実を図ります。

3　療養から看取りまでを支える医療福祉の体制充実人材育成

ACPの取組や、頼れる身寄りがいない高齢者への支援体制の構築を進めるとともに、住み慣れた地域や望む環境で、必要な支援を受けることのできる医療福祉の体制充実、人材育成、支え合いのできる地域づくりを進めます。

4　介護現場を支える介護職員等の確保・育成・定着

介護職員や介護支援専門員等の確保・育成に取り組むとともに、介護テクノロジーの導入支援等により、介護従事者の負担軽減やケアの質の向上、職場環境の改善を推進し、人材の定着を図ります。

5　地域の実情に応じたサービス提供・支援体制づくり

介護サービスの需要に地域差が生じること等も見据えながら、高齢者の住まいの確保や必要な人に必要な医療・介護サービスを一体的に提供できる体制整備を図ります。

第３章　分野別施策

第１節　誰もがその人らしく生きがいをもって活躍し、ともに支えあう共生社会づくり

（1）　一人ひとりの取組の推進
- 社会参加とつながり支援（就労、ボランティア、地域活動、レイカディア大学、老人クラブ、文化芸術・スポーツ・公園等）
- 健康づくりと(重)フレイル予防（健康推進アプリ「BIWA-TEKU」活用、事業と介護予防の一体的な実施、専門職派遣等）
- (重)若い世代からのＡＣＰ普及啓発

（2）　共生のまちづくり
- ともに支え合う地域づくり（市町の包括的・重層的支援体制の整備支援、(重)ケアラーに対する社会全体の理解促進等）
- 安心・安全（高齢者の交通事故防止対策の推進、詐欺被害等の犯罪被害防止のための取組の推進等）
- (重)移動支援（コミュニティバスやデマンド交通等の維持・充実に取り組む市町支援等）

第２節　認知症になっても、自分らしく安心して暮らせる認知症施策の推進

（1）認知症への理解を深めるための普及啓発の推進（認知症サポーター等による支援の仕組みづくり、市町等との連携等）
（2）認知症の人と家族等を支える地域づくり（市町や団体と連携した本人・家族・看護者への重層的な支援体制づくり）
（3）認知症の人の社会参加の促進（(重)居場所や活躍の場づくり、認知症希望大使の任命、社会的処方のモデル実践等）
（4）認知症の人を支える医療・介護の充実（認知症相談医、サポート医の充実、事務職等も含めた対応力向上研修等）
（5）認知症予防・早期発見のための体制の充実（市町の初期集中支援チームの充実、若年性認知症ケアパスの作成等）

第３節　療養から看取りまでを支える医療福祉の体制充実と人材育成

（1）医療福祉・在宅看取りの推進と人材育成（在宅医療介護の充実(重)医療福祉拠点も活用した多職種連携・ＡＣＰの推進）
（2）高齢期の暮らしを支える連携の仕組みづくり（生活支援コーディネーター等の育成と連携促進等）
（3）高齢者の権利擁護の推進（(重)頼れる身寄りがいない高齢者支援の充実、成年後見制度見直しを踏まえた連携体制構築等）

第４節　介護現場を支える介護職員等の確保・育成・定着

（1）介護職員等の確保（(重)介護の魅力等発信、高齢者・子育てが一段落した世代・異業種・外国人等の多様な人材の参入促進）
（2）介護職員等の育成（資質向上の各種研修実施、外国人材の資格取得支援、介護支援専門員の法定研修見直し対応等）
（3）介護職員の定着（(重)介護テクノロジー等による介護現場の革新、サポートデスクによる伴走支援等）
（4）事業者の経営基盤の強化（(重)事業者の協働化・大規模化の取組支援等）

第５節　地域の実情に応じたサービス提供・支援体制づくり

《サービス量の見込みと施設の整備数》

(重)2040年を見据えた中長期的なサービス見込み量の推計と地域の実情に応じたサービス提供体制の確保の取組推進

（1）居宅サービス（訪問介護・訪問看護・通所介護・短期入所生活介護等）
（2）地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護等）
（3）施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院等）
（4）居宅介護支援事業（介護支援専門員の更新制の廃止、登録施設介護（予防）支援事業の創設への対応）
（5）(重)特定地域サービス・特定地域居宅サービス等事業（中山間・人口減少地域等に創設されるサービスへの対応）
（6）共生型サービス
（7）有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（登録制の導入等の有料老人ホーム制度見直しへの対応）
（8）その他のサービス（養護老人ホーム・軽費老人ホーム等）
（9）高齢者が安心して暮らすことのできる住まいの確保
（10）災害や感染症に強いサービス基盤づくり
（11）介護現場の安全性の確保・リスクマネジメントの推進

第６節　介護保険制度の安定的運営と市町支援

（1）介護給付適正化に向けての取組　…　要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検等
（2）自立支援・重度化防止等に向けた市町（保険者）支援　…　データ分析等を踏まえた地域課題の把握・共有等
（3）サービスの質の確保と自立支援に向けた事業所の取組の推進　…　事業所指導、研修の実施等
（4）サービス選択を可能にする仕組みづくり　…　介護サービスの情報公表等

第４章　計画の円滑な推進のために

《推進体制、県の役割、各主体の役割（県民、地域・団体、事業者、市町）》

【県の役割】
・暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進という考えのもと、医療・介護連携や地域包括ケア推進の最前線である市町の取組支援
・人材確保、広域サービス基盤の整備、広域での感染症や災害対応

【市町の役割】
・日常生活圏域での地域包括ケアの推進、総合的な支援体制の充実、地域におけるサービス基盤の整備、人材の確保、感染症や災害対応
・保険者として地域の課題を分析し、自立支援・重度化防止の取組推進

政策目標

健康寿命
（R 5）男性80.88歳 女性84.73歳
（R11）健康寿命の延伸

地域とのつながりが維持されていると感じる人の割合
（R 8）43.1%
（R11）54.3%超

各サービスが整っていると感じる人の割合
（R 8）医療67.0% 福祉45.9%
（R11）医療73.8%超 福祉53.0%超

(新)追加した個別指標

通いの場の箇所数
（R 6）2,462か所
（R11）2,500か所

認知症の本人や家族の声・思いの聴取
（R 7）計画検討にあたり実施
（R11）毎年実施

自宅で孤立して亡くなったと推認される高齢者数
（R 7）116人（基準値）
（R11）基準値より減少

介護テクノロジー導入率
（R 7）30.9%
（R11）60.0%

施設・居住系サービスの整備計画の進捗率
（R 7）70.6%
（R11）100.0%